

非常勤職員の職名に関する件

(昭和四十八年四月十二日館長決定第二号)

改正	平成	十四年三月三十一日館長決定第二号	
	同	十六年三月	十九日同
	同	十九年七月二十五日同	第七号
	同	二十三年二月	九日同
	令和	五年三月	十日同
			第二号

非常勤職員の職名に関する件を次のように定め、昭和四十八年四月十二日から施行する。

(職名)

1 非常勤職員の職名は、別に定めるもの並びに次項及び第三項に掲げるものを除き、次のとおりとする。

- 一 医員(非常勤)
- 二 薬剤師(非常勤)
- 三 看護師(非常勤)
- 四 相談員(非常勤)
- 五 調査員(非常勤)
- 六 事務補助員(非常勤)
- 七 自動車運転手(非常勤)
- 八 医員(期間業務職員)
- 九 薬剤師(期間業務職員)
- 十 看護師(期間業務職員)

十一 相談員(期間業務職員)

十二 調査員(期間業務職員)

十三 事務補助員(期間業務職員)

十四 自動車運転手(期間業務職員)

2 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)第四条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員の職名は、次のとおりとする。

一 司書(再任用)

二 調査員(再任用)

三 参事(再任用)

3 国会職員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第八号)第十九条第一項の規定により任用された職員の職名は、次のとおりとする。

一 司書(任期付)

二 調査員(任期付)

三 参事(任期付)

(廃止)

4 非常勤職員の職名に関する件(昭和四十一年館長決定第三号)は、廃止する。

附 則 (平成十四年三月三十一日館長決定第二号)

本件は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成十六年三月十九日館長決定第一号)

本件は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年七月二十五日館長決定第七号）

本件は、平成十九年八月一日から施行する。

附 則（平成二十三年二月九日館長決定第一号）

本件は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第一項に八号を加える改正規定（同項第七号に係る部分に限る。）は、同年三月一日から施行する。

附 則（令和五年三月十日館長決定第二号）

（施行期日）

1 本件は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第四条の二第一項に規定する短時間勤務の職（同項に規定する指定職を除く。）を占める暫定再任用職員（国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十二号）附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員をいう。）は、国会職員法第四条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、本件による改正後の非常勤職員の職名に関する件第二項の規定を適用する。